

データ活用基盤・課題解決分科会
規制制度改革ワーキングチームの開催について

平成28年10月20日
データ活用基盤・課題解決分科会座長決定

1. 「新戦略推進専門調査会データ活用基盤・課題解決分科会の運営について」（平成28年10月20日決定）第7項に基づき、データ活用基盤・課題解決分科会（以下、「分科会」という。）に、IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革を検討するため、規制制度改革ワーキングチーム（以下、「ワーキングチーム」という。）を置く。
2. ワーキングチームの構成員は、IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革に関し優れた見識を有する者のうちから分科会座長が指名する者とする。
3. ワーキングチームに主査を置き、主査は、分科会座長が指名する。
4. ワーキングチームは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. ワーキングチームの庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。